

令和6年度

いじめ防止基本方針

I	はじめに	・・・	P 1
II	本校のいじめ問題に対する基本姿勢		
III	いじめの定義		
IV	組織	・・・	P 2
V	いじめの未然防止	・・・	P 3
VI	いじめの早期発見	・・・	P 4
VII	いじめの対応	・・・	P 6
VIII	重大事態への対応	・・・	P 6
IX	研修	・・・	P 7
X	PDC Aサイクル	・・・	P 8
○	資料	・・・	P 8

さいたま市立大宮東小学校

令和6年度 さいたま市立大宮東小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の学校教育目標「【自立・自律】【共生・共成】自ら学び、考え、判断して実行し、ともに生きる東っ子」を実現するため、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめに対する措置の具体的な取組について、「さいたま市立大宮東小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 すべての教職員、児童及び保護者が、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、いじめを許さない、見過ごさない校風を醸成する。
- 2 いじめの早期発見に努め、いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- 3 日々の授業を充実するとともに、生命尊重「いのちの支え合い」や教師自らの体験を語るなどを通して、「豊かなかかわり合いを大切にする教育」を推進する。
- 4 児童一人ひとりの自己有用感や自己肯定感を高められるよう、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られる教育活動を推進する。
- 5 発達段階に応じて、児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめ問題に正面から向き合えるよう、実践的な取組を行う。
- 6 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 7 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- 8 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 9 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 10 いじめの早期解決に向けて、学校が組織的・機動的に対応するとともに、保護者、地域及び関係機関と連携・協力して、いじめの防止及び事後指導にあたる。

III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 一見「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したとすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。※少なくとも3カ月を目安とする。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的 学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別活動主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、スクールカウンセラー、さわやか相談員、PTA会長、学校評議員

※ 必要に応じて、関係中学校長、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、警察関係者、主任児童委員等、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 会議

ア 定例会 年間2回程度(5月と10月)

イ 校内委員会 毎月1回(生徒指導委員会と兼ねて開催)

ウ 臨時会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

(4) 内容

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う

【早期発見・事案対処】

・いじめ早期発見のため、いじめの相談、通報を受け窓口となる

・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う

・いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

【いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する

・いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）

2 子どもいじめ対策委員会（児童の役割）

(1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、いじめをしない、許さない意識を高め、児童の側からの主体的な取組を企画・実行するため、子どもいじめ対策委員会を設置する。

(2) 構成員 代表委員・各委員会の委員長

(3) 時期 各学期1回程度(代表委員会と兼ねて開催)

(4) 内容 ・仲間意識を高める児童会活動の企画・立案・実施
・いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びキャンペーンの実施

V いじめの未然防止

1 豊かなかかわり合いを大切にする教育の推進を通して

教職員の英知を結集し、三つの充実、三つの推進、三つの実現を図る教育課程を編成・実施する。

(1) 三つの充実

- ア 学習指導の改善・充実
- イ 生徒指導、教育相談の充実
- ウ 校内研修の充実

(2) 三つの推進

- ア 豊かな心をはぐくむ教育の推進
- イ 個性を生かす教育の推進
- ウ 特別支援教育の推進

(3) 三つの実現

- ア 安全・安心な学校づくりの実現
- イ きれいな学校づくりの実現
- ウ 開かれた学校づくりの実現

2 道徳教育の充実を通して

学習指導要領総則第1 教育課程編成の一般方針に基づき、道徳教育の充実を図る。

(1) 教育活動全体を通して

- ・ 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- ・ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- ・ 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、各学年や児童の実態を踏まえ、次の内容について取り組む。

- ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・ 校長等による講話
- ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用するなど、いじめ未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・ 学校だよりやPTA広報誌等による家庭や地域への啓発活動

4 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の計画的な実施

- ・ 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 「人間関係プログラム」を活用した直接体験の場や機会の設定

- ・ 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童(生徒)が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果の活用

- ・「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童（生徒）一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気や学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

全学年で「いのちの支え合い」を学ぶ授業について、指導計画に位置付け実施する。

- ・第1学年 「困ったときは 言ってみよう」・・・助けをもとめて相談すること
- ・第2学年 「困っている友達の力になろう」・・・友達に手助けできること
- ・第3学年 「いやな気持ちを つたえよう」・・・友達と助け合うこと
- ・第4学年 「困ったときは 言ってみよう」・・・友達と信頼し合って生活すること
- ・第5学年 「悩みと上手につき合おう」・・・養護教諭を指導者に、悩んだ時の相談の仕方
- ・第6学年 「友達のよい相談相手になろう」・・・さわやか相談員を講師に、友達からの相談の聴き方

6 メディアリテラシー教育を通して

「スマホ・タブレット安全教室」を実施し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しく携帯電話やスマートフォン、インターネットを利用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- ・第5学年 「スマホ・タブレットの正しい使い方を知ろう」
※必要に応じて、学校公開日に実施し、保護者への啓発を行う。

7 児童会活動の取組を通して

- ・あいさつ運動
- ・「さいたま市ストップいじめサミット」の参加と全校への啓発活動

8 保護者との連携を通して

- ・いじめを絶対に許さないことについて、学校と連携して指導する。
- ・子どもとのコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- ・子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

以上の3点を、学校だより、東っ子すくすくのびのび生活習慣向上キャンペーンと関連させ、保護者との連携を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童観察

(1) 朝の健康観察

一人ひとりの児童の表情や声の調子を確認しながら行う。

(2) 授業中

授業への参加態度、表情、発表の様子等から、普段との違いを見逃すことのないように常にアンテナを高くして観察する。また、学級全体の児童の様子や雰囲気の変化を的確に把握するように努める。

(3) 休み時間、給食・清掃時間等

孤立している子がいないか、嫌がることをされている子がいないかなど、できるだけ現認するように努める。また、終了時の状況や児童の様子を注視する。

6 地域からの情報収集

- ・いじめ対策委員会の構成員に地域の方を位置付ける。
- ・青少年育成会や社会福祉協議会等、地域の会合に出席して情報の収集を図る。
- ・放課後チャレンジスクールや土曜チャレンジスクールの指導員、防犯ボランティア等と連携し、児童に係る情報の収集に努める。
- ・関連小中学校で情報の共有化を図る。

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 1 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、いじめ対策委員会を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。
- 2 教頭は、校長を補佐し、組織的な対応を整理する。
- 3 教務主任は、校長及び教頭の指示に基づいて、校長及び教頭を補佐する。
- 4 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。また、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行うとともに、保護者への対応を必要に応じて迅速に行う。
- 5 学年主任は、当該学年の児童の情報収集を行う。また、必要に応じて、担任とともにいじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。
- 6 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制を整えるとともに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。また、「いじめの疑い 情報伝達シート」や「いじめ通報 受理票」の周知・集約・情報の共有を行う。
- 7 教育相談主任は、アセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。
- 8 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 9 養護教諭は、いじめを受けた児童に寄り添い、カウンセリング等を行う。
- 10 スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。
- 11 さわやか相談員は、養護教諭等とともに児童に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 12 保護者は、家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。
- 13 地域住民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。
- 14 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。(報告を行わない場合は、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得る)

VIII 重大事態への対応(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成29年3月文部科学省)、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実にを行う。

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等

- 2 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・欠席の期間は、年間30日を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
 - 1 いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - 2 校長は、いじめ事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

- 重大事態の調査の主体については、教育委員会が判断し、次の対処を行う。
 - 1 学校が調査主体となる場合
 - ・校長は、直ちに教育委員会に報告する。
 - ・校長は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置する。
 - ・校長は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - ・校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・校長は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
 - 2 教育委員会が調査主体となる場合
 - ・校長は、教育委員会の指示の下、資料の提出等、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために、次の研修を行う。

- 1 職員会議
 - ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - ・いじめに係る情報交換
 - ・取組アンケートの実施、結果の検証

- 2 指導方法の改善に係る研修
 - ・わかる授業、一人ひとりを大切にする授業、個性の伸長を図る授業、コミュニケーション力向上を図る授業、授業規律等
 - ・特別な教科である道徳の授業づくりについて

- 3 いじめの問題に関する校内研修と開催時期（予定）
 - ・4月：生徒指導研修①・・・・・・・・・・本校における生徒指導体制について、毎月の児童アンケートについ

て

- ・ 5月：児童理解全体研修①・・・・・・・・教育相談、特別支援に係る研修
- ・ 8月：生徒指導研修②・・・・・・・・生徒指導伝達研修、配慮を要する児童への対応、いじめの問題に係る事例研究等
- ・ 8月：人間関係プログラム研修・・・人間関係プログラムに係る伝達研修
- ・ 8月：人権教育研修・・・・・・・・人権教育に係る伝達研修、DVD視聴、講話等
- ・ 8月：情報教育研修・・・・・・・・情報モラル教育、ネットいじめ等
- ・ 1月：生徒指導研修③・・・・・・・・生徒指導に係る伝達研修、いじめ問題取組状況等
- ・ 3月：児童理解全体研修②・・・・・・・・教育相談、特別支援に係る研修

X PDCAサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを次のようにPDCAサイクルで点検・改善する。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定
 - ・ 検証を行う期間は、学期毎とする。
- 2 「取組評価アンケート」の実施時期、いじめ対策委員会・校内研修会等の開催時期の決定
 - ・ 「取組評価アンケート」の実施時期 11月～12月
 - ・ いじめ対策委員会の開催時期 6月、11月
 - ・ 校内研修会等の開催時期 4月、8月、1月

◇ 参考資料

- ◆ 「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)
- ◆ 「いじめ防止のための基本的な方針」
(平成25年10月11日 文部科学大臣決定 最終改定 平成29年3月14日)
- ◆ 「いじめの重大事態の調査に対するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)
- ◆ 「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」(令和5年4月 さいたま市教育委員会)

- いじめへの対応の流れ
 - ・ いじめ要注意サイン
 - ・ 情報共有・収集のポイント
- いじめの疑い
 - ・ 気になる言動
- いじめの対応
 - ・ いじめ
- いじめの疑い 情報伝達シート
- いじめ通報 受理票

※「児童生徒の心のサポート 手引き 緊急対応」と「児童生徒の心のサポート 手引き 欠席児童生徒への対応」との関連を図り、児童の小さなサインを見逃すことなく、迅速かつ適切な対応を組織的に行う。